

行政手続の電子化

総務省情報通信政策局情報流通振興課
情報流通流通高度化推進室

由田 卓也

t3.yoshida@soumu.go.jp

総務省情報通信政策局情報流通振興課
情報流通流通高度化推進室

溝上 昌洋

m-mizokami@soumu.go.jp

総務省情報通信政策局情報流通振興課

渡辺 知尚

t3-watan@soumu.go.jp

いよいよ、電子政府・電子自治体の実現に向け本格的に動き出そうとしている。現在、各府省庁において、急ピッチで行政手続のオンライン化に向けた作業が進められている。

平成13年1月、行政の情報化（旧総務庁）、自治体の情報化（旧自治省）そしてIT政策（旧郵政省）を担う官庁として生まれた総務省にとって、電子政府・電子自治体の実現は最も力を合わせて取り組むことのできる分野である。

総務省においては、電子政府の実現の一環として、国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等でできるようにするため、共通の基盤システムである政府認証基盤、組織認証基盤、公的個人認証基盤や総合行政ネットワーク、国民の利便性を増すため電子政府の総合窓口システム等の構築を推進し、また、法的な整備も行ってきた。

その一方、総務省自身が所管する申請・届出等手続については、国土交通省や経済産業省とともに、他府省庁に先駆けて、平成13年度に電子申請・届出システムの運用を開始し、一部の手続についてオンライン化を実施しているところである。平成14年度末には半数以上の、平成15年度末にはほとんどすべての手続をオンライン化する予定である。

本稿では、電子政府の実現に向けた総務省電子申請・届出システム構築等の経緯、国の行政手続の電子化推進アクション・プラン、総務省における電子政府実現のための情報システムの概要および今後の予定について紹介する。

◆ 行政手続の電子化推進アクション・プラン ◆

e-Japan 重点計画に基づく行政手続のオンライン化に当たっては、各府省ごとにオンライン化の対象となる手続、各手続のオンライン化実施時期等についてアクション・プランとして取り纏められている（図-1）。

平成14年7月に全府省のアクション・プランについて見直しが行われ、総務省のアクション・プランについても以下の観点から見直しが行われた。

- ①従来のアクション・プランで対象としていた国民と行政との間の申請・届出等手続について、平成14年度への前倒し実施
- ②申請・届出等手続に限らず、法令に基づく原則すべての行政手続を対象として追加（行政機関等間の手続、不服申立て手続、準司法手続等を対象として追加）
- ③行政手続の簡素化・合理化

この見直しにより、平成15年度までに、国民等と行政との間の申請・届出等手続については、国の行政機関全体で13,299件、総務省全体で815件（所管手続の98%）（うち電気通信関係行政分野は666件）、また、行政機関等の間や同一組織等内等における申請・届出等以外の手続については、国の行政機関全体で13,841件、総務省全体で1,770件（同99%）（うち電気通信関係行政分野で820件）をオンライン化する予定である（図-2）。

◆ 総務省電子申請・届出システム ◆

総務省電子申請・届出システム（<http://www.shinsei.soumu.go.jp>）は、上述のとおり、平成14年3月に運用が開始された。平成14年度は、オンラインで申請・届出等が可能な手続を追加するとともに、代理申請や連名申請

- ミレニアム・プロジェクト（平成11年12月内閣総理大臣決定）
・ インターネットを利用した申請・届出システムの構築が決定。
- IT基本法（平成12年12月）
・ 行政手続の電子化を含めた行政の情報化に必要な措置が規定。
- e-Japan重点計画（平成13年3月IT戦略本部決定）
・ 全府省において15年度までに申請・届出システムの構築が決定。
・ 新アクション・プランの策定が決定。
- e-Japan2002プログラム（平成13年6月IT戦略本部決定）
・ 新アクション・プランに基づく申請・届出システムの整備が決定。
- e-Japan重点計画-2002（平成14年6月IT戦略本部決定）
・ アクション・プランの拡充・見直しが決定。

図-1 行政手続の電子化に関する各種決定



行政手続のオンライン化に関するアクション・プランについて、以下の観点で見直しを実施。
 ①従来のアクション・プランで対象としていた国民と行政との間の申請・届出等手続について、平成14年度の前倒し実施
 ②申請・届出等手続に限らず、法令に基づく原則すべての行政手続を対象（行政機関等間の手続、不服申立て手続、準司法手続等を対象として追加）
 ③行政手続の簡素化・合理化

	所管手続数	オンライン化対象手続数	オンライン化取組み率
総務省が扱う手続	2,613 件	2,585 件	99%
申請・届出等手続	831 件	815 件	98%
申請・届出等以外の手続	1,782 件	1,770 件	99%
うち電気通信関係行政分野	1,488 件	1,486 件	99%
申請・届出等手続	667 件	666 件	99%
申請・届出等以外の手続	821 件	820 件	99%

図-2 総務省行政手続の電子化推進アクション・プランの概要

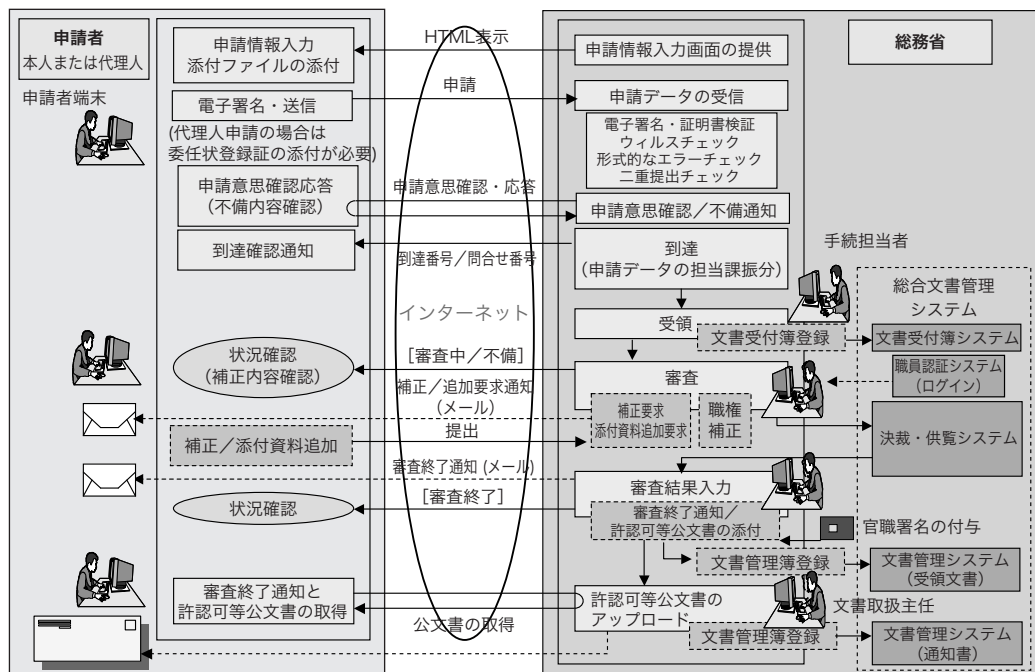


図-3 総務省電子申請・届出システム

などに対応すべく機能拡充を行ったところであり、平成14年度末には、手数料の納付を必要とする手続等を除いて、大部分の手続がオンラインにより可能となった(図-3)。

このシステムは、利用者の端末に通常のウェブブラウザがインストールされていれば、専用のソフトウェアをインストールすることなく利用できることを特徴として

いる。

また、国民との接点の電子化を行うだけでなく、同時に、内部においても行政事務を電子化し効率化するため、総合文書管理システムなどの電子申請・届出等に連携したシステム等を開発しており、さらに、他府省や地方公共団体との間においても、電子的に公文書を交換可能とするためのシステム開発等を行ったところである。

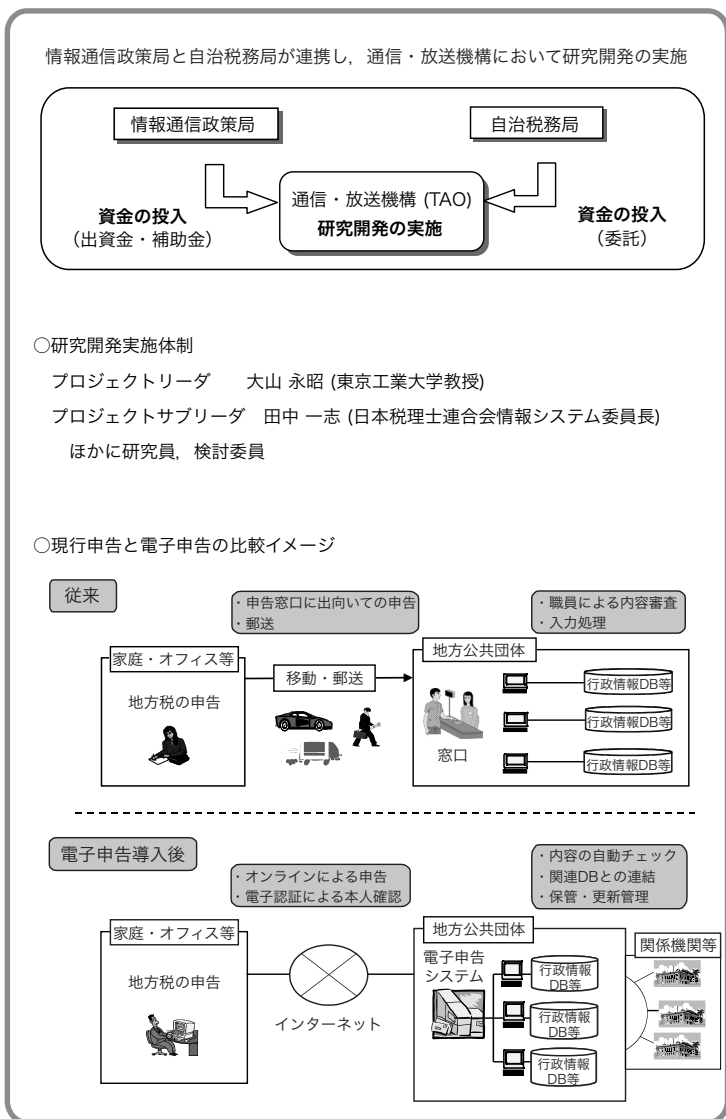


図-4 地方税電子申告システムに関する研究開発

◆ 電子自治体構築のための研究開発 ◆

総務省では、電子自治体の構築にあたって障害となる共通的な技術課題を解決するために、特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成10年法律第53号）により、通信・放送機構（TAO）において、情報通信・放送に関する技術と地方公共団体の行政事務に関する情報管理技術等を一体的に研究開発を実施している。

その中の1つに、地方公共団体がインターネットを利用した地方税電子申告システムを実現するにあたり障害となる共通の技術課題を解決するため、地方税電子申告システムに関する研究開発を平成13年度から14年度までの2カ年で実施してきた。その研究開発成果は、モデルシステムの技術仕様として各地方公共団体へ情報提供することによって、電子自治体の早期構築を推進することなどを目的としている（図-4）。

電子自治体については、総務省のアクション・プランにおいて、平成15年度より順次構築とされており、一刻も早い各地方公共団体の取組みが必要であるため、この通信・放送機構による地方税電子申告システムに関する研究開発においては、平成14年度末にとりまとめる研究開発報告書に先駆けて、モデルシステム技術仕様初版を平成14年8月に、また、平成14年12月にはモデルシステム技術仕様第2版を各地方公共団体へ配布するなど、機会をとらえて各地方公共団体へ情報提供し、電子自治体の早期の構築を促進していくこととしている（表-1）。

また、平成15年度においては、利用者のさらなる利便性の向上を目指し、この地方税電子申告モデルシステムに、納税の機能を拡充するため、研究開発を引き続き行っていく予定である。

（平成15年4月3日受付）

平成14年3月	地方税電子申告モデルシステムの研究開発中間報告書とりまとめ
// 8月	モデルシステム技術仕様初版 配布
// 10月	フィールド実証実験（神奈川県、横須賀市、岡山市、岡山市、邑久町）
// 12月	モデルシステム技術仕様第2版 配布
平成15年3月	研究開発最終報告書とりまとめ

表-1 地方税電子申告システムに関する研究開発のスケジュール



